

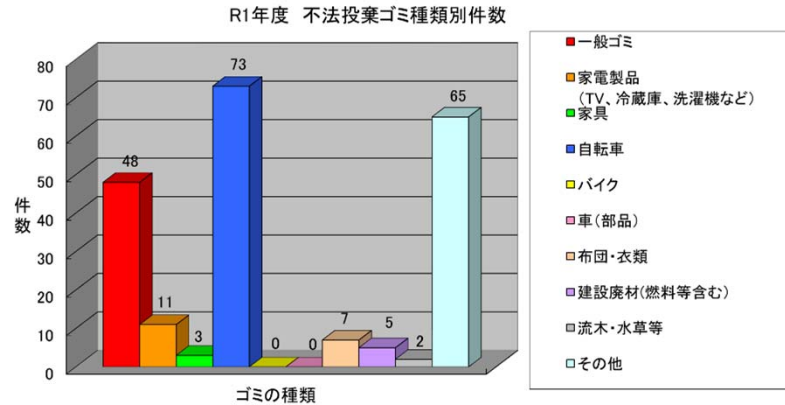
# 己斐出張所管内ゴミマップ

河川パトロールで発見した  
ゴミ不法投棄件数

H31. 4~R2. 3

約214件

## ～太田川はゴミ捨て場ではありません～



### 不法投棄は「犯罪」です！

不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金に処され、または併科されます。投棄を目撃された方は、直ちに警察(110番)又は、太田川河川事務所(221-2436)へ通報してください。

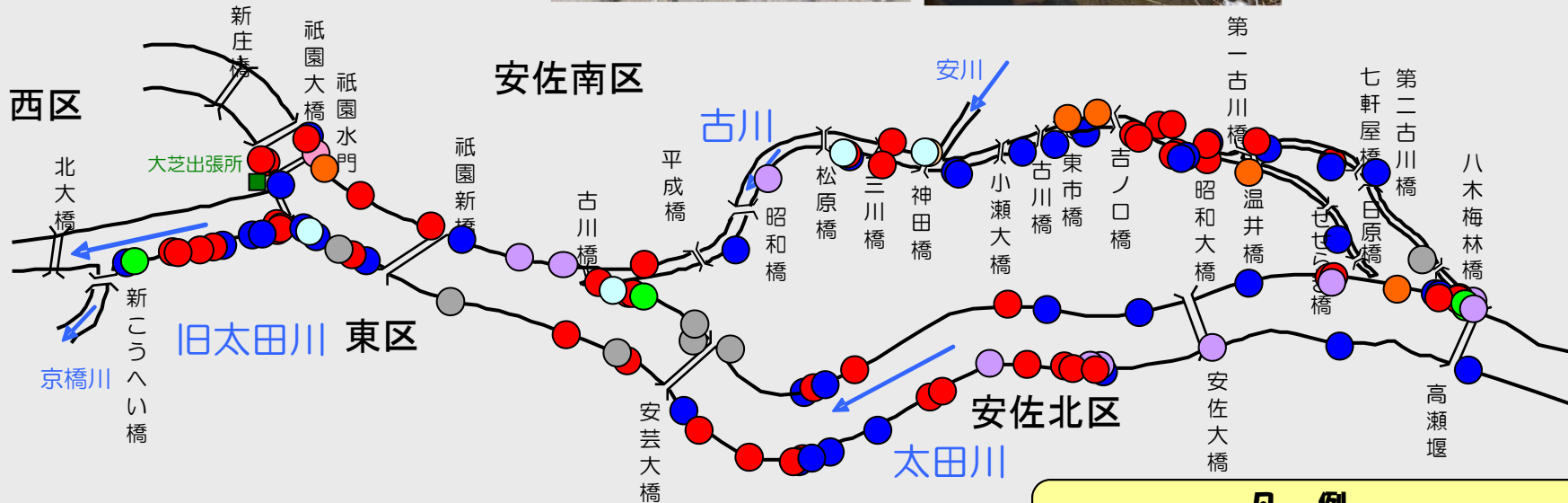
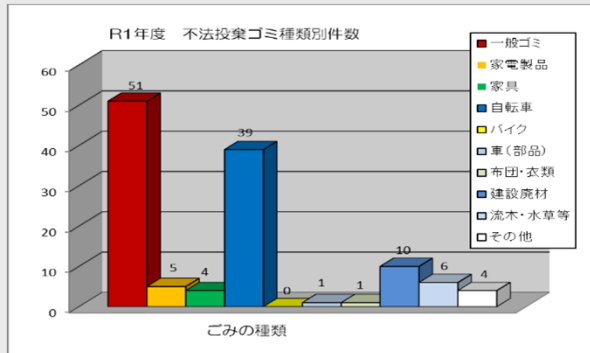


※図面上の着色は、その箇所での代表的なゴミの種類を示しています。

太田川河川事務所 己斐出張所 082-271-1418

# 大芝出張所管内 太田川・古川・旧太田川 ゴミマップ【令和元年度実績】

このゴミマップは、令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)に河川パトロールが、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



**凡例**

- 一般ゴミ
- 家電製品
- 家具
- 自転車
- バイク
- 車(部品)
- 布団・衣類
- 建設廃材
- 流木・水草等
- その他



注)ゴミ投棄写真は現実のものを掲載していますが、本図面で貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

☆不法投棄を見つけたら  
下記までご連絡下さい。

国土交通省 太田川河川事務所  
大芝出張所 TEL 237-3404



# 可部出張所管内 太田川・根谷川・三篠川 ゴミマップ<sup>®</sup>【平成31年度実績】

## 不法投棄は犯罪です！

可部出張所管内における不法投棄の発見回数(右図)は、近年、増加傾向にあります。

多量の投棄や悪質な物も多く発見されています。

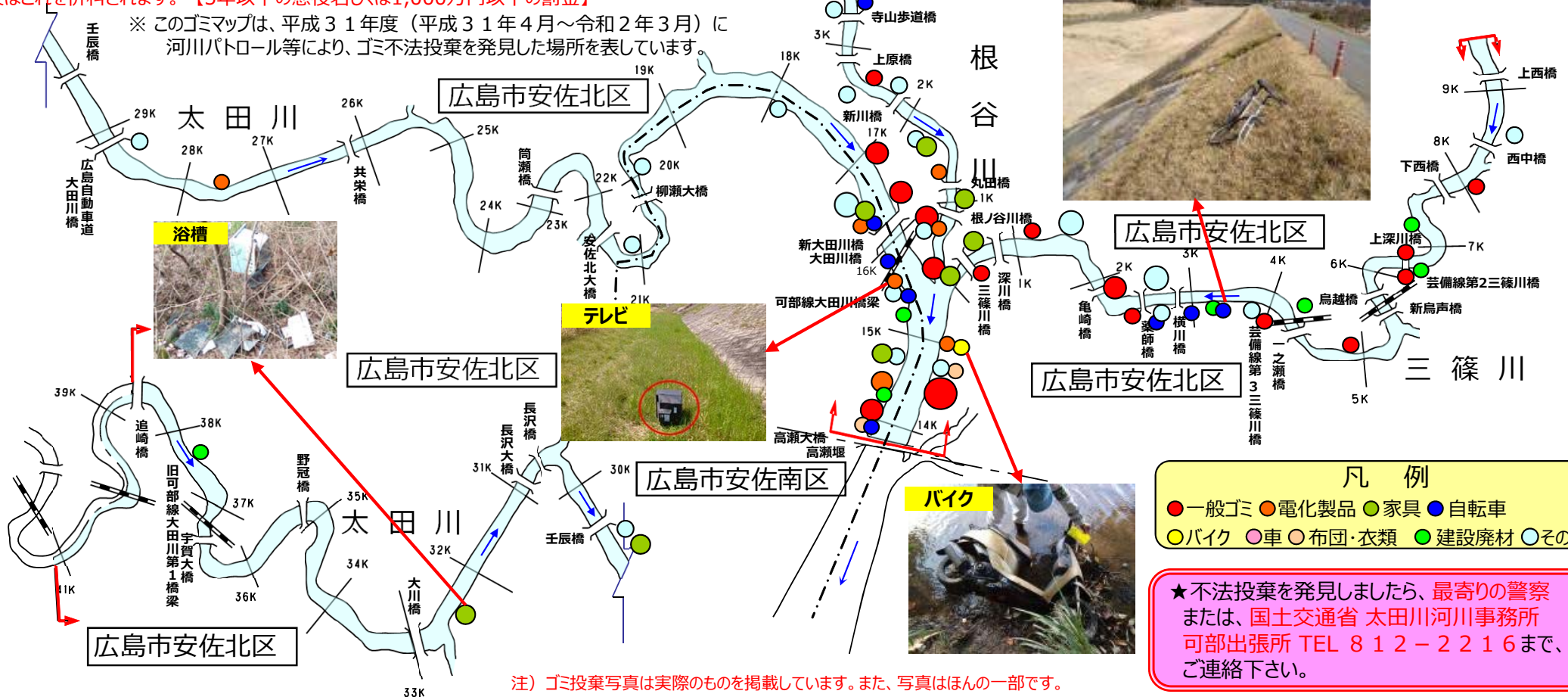
ゴミの不法投棄は、地域的美観が損なわれるだけでなく、わたしたちの生活の源である川の水を汚染する恐れもあります。

そういった違法行為に多くの人が悲しんでいます。

引き続き、広島市、警察と連携しながら、積極的に取締りを実施して参ります。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、以下の刑に処せられ、又はこれを併科されます。【5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金】

※ このゴミマップは、平成31年度（平成31年4月～令和2年3月）に河川パトロール等により、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。

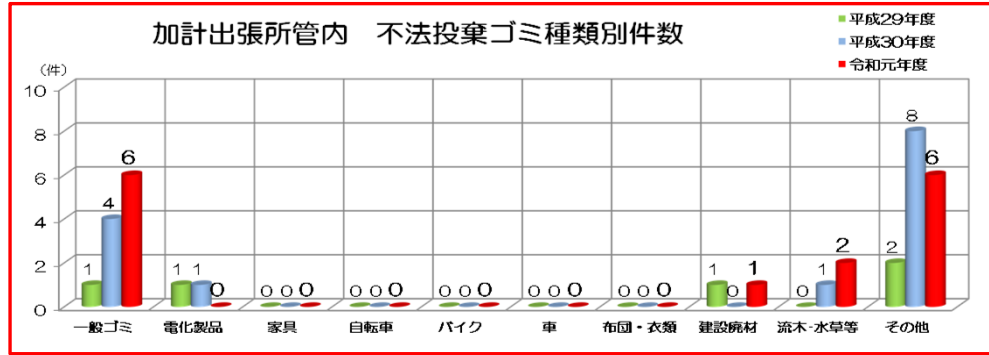


# 太田川・滝山川 ゴミマップ (加計出張所管内) 【令和元年度実績】

～太田川はゴミ捨て場ではありません～

**不法投棄は犯罪です！！**

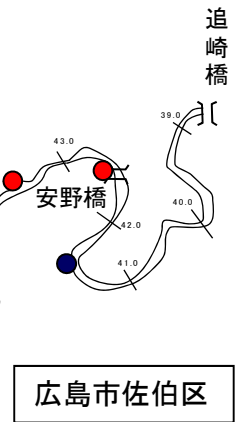
加計出張所管内における不法投棄は、10年ほど前の90件に対して、近年は15～20%程度に減少はしているが、河川敷でのバーベキュー後のゴミ放置、刈草や家庭ゴミの投棄が相変わらず見られています。河川を利用するひとりひとりがモラルを持ち、美しい自然環境を守りましょう。



※このゴミマップは、令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)に河川パトロール等で、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。

**凡例**

- 一般ゴミ
- 電化製品
- 家具
- 自転車
- バイク
- 車(部品)
- 布団・衣類
- 建設廃材(燃料)
- 流木・水草等
- その他



投棄物の内訳を所轄警察署と確認立会のうえ投棄者を特定

注) ゴミ投棄写真は実際のものを掲載していますが、マップに貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

★不法投棄を発見されましたら、最寄りの警察または、国土交通省 太田川河川事務所 加計出張所 まで、ご連絡下さい。  
TEL (0826) 22-1521



# 小瀬川出張所管内 ゴミマップ

H31. 4~R2. 3

ゴミは立派な資源です。捨てれば沢山の人々の手がかかり、お金が掛かります。  
ゴミは、分別し決められた収集日に資源として出しましょう。

